

一般社団法人 日本保健物理学会 会員規程

規程第 A-1 号

平成 23 年 8 月 12 日

改定 1 平成 25 年 6 月 24 日

改定 2 平成 30 年 6 月 29 日

改定 3 2026 年 3 月 25 日

(目 的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人 日本保健物理学会「定款」第 3 章の条項に規定する条項について定めることを目的とする。

(種 別)

第 2 条 正会員のうち、事業年度開始日において 65 歳以上かつ 10 年以上正会員を継続した者で、理事会に申告した者は、理事会の確認をもってシニア会員とする。

2. 正学生会員は卒業又は修了等後、その資格を失う。このため、卒業又は修了等の期日までに会員種別変更又は退会を申し出るものとする。

3. 「定款」第 5 条第 1 項 4 号で規定されたその他の会員について以下に定める。

(1) 名誉会員 この法人の発展に多大な貢献のあった者、及びこの法人に長年所属し、学会活動において顕著な業績等のあった者の中から、理事会の議決を得て会長が指名した者

(2) 定期購読会員 この法人の目的に賛同し、本会の定期刊行物を予約購読する、法人及びその他の団体

(入 会)

第 3 条 「定款」第 6 条第 2 項の本会への入会について以下に定める。

(1) 新規正会員の申し込みは、正会員 1 名の推薦を要する。

(2) 新規正学生会員の申し込みは、指導教員 1 名もしくは正会員 1 名の推薦を要する。

2. 入会の申し込みは、会長（代表理事）宛とする。

3. 会長及び執行役員は、速やかに可否を決定する。

4. 会長は、その結果を速やかに本人に通知するものとする。

(退 会)

第 3 条の 2 「定款」第 9 条の本会からの退会について以下に定める。

(1) 退会の申し込みは、本人が行う

2. 退会の申し込みは、会長（代表理事）宛とする。

(入会金及び会費)

第 4 条 定款第 7 条第 1 項の入会金及び会費のうち、入会金については求めないものとする。会費は別表のとおりとし、前年度末（毎年 3 月 31 日）までに納入しなければならない。

別表 会費一覧

会員種別	会費年額
正会員	10,000 円
シニア会員	5,000 円
正学生会員	無料
賛助会員	50,000 円 (一口)
定期購読会員	10,000 円 (一口)

2. 未納入の過年度分会費がある場合は、当該年度分の会費とまとめて納入するものとし、納入された金額がその総額に満たない場合は、過年度分の会費に充当するものとする。
3. 新規会員は、承認通知書を受領後 1 ヶ月内に、前第1項の会費年額を納入しなければならない。

(会員の休会及び資格停止)

第 5 条 会員が、海外赴任、療養等により長期にわたり会員である権利を行使できない場合には休会することができる。

2. 休会は、年度単位での扱いとし、毎休会年度の前年度 2 月末までに所定の申請書を会長宛に提出し、会長及び執行理事の承認を受けるものとする。
3. 休会中の会費の納入は免除するものとし、当該年度内の会員の資格を停止する。
ただし、電子メール等による情報提供を受けることができる。

付則 本規程は、平成 23 年 8 月 12 日から施行する。

本規程改定 1 は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。なお、本規程第 4 条の会費は、平成 26 年度会費から適用する。

本規程改定 2 は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

本規則改定 3 は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。なお、本規定第 4 条の会費は令和 9 年度会費から適用する。